

発達が気になるお子さんも安心して利用できる

地域子育て支援拠点の新設について

1 現状と施策のねらい

- (1) 就園前の親子向けの交流・相談の場として「つどいの広場」や「子育て支援センター」があるが、発達に心配のある児童の保護者が足を運びづらいという声がある。
e. g. 他の子に手を上げてしまう。他の子のおもちゃを取ってしまう。
室内を走り回ってしまう。読み聞かせの輪に入れない。
- (2) 本市の早期発達支援システムでは、1歳6か月健診やその後の再健診で、保護者はお子さんの発達について観察が必要となることを認識することになるが、その後の2歳児・3歳児の療育が始まるまでの期間において、育児についての相談や子どもを安心して連れていける場所に限りがある。
- (3) 不安や気後れから、なじみのない施設での一時預かりを使いづらい。



発達に心配のある子の保護者も安心して利用できる子育て支援拠点の整備
子育て支援拠点に一時預かりの機能を併設し、利用しやすい環境に

2 施策の方法

パイロット事業として、2歳児親子療育の実績のある事業者との協働により、令和6年度に地域子育て支援拠点1施設を整備

3 施策のポイント

- (1) 親子療育を行う事業者が運営
 - ・発達に心配のある子の保護者も安心して利用できる
 - ・療育開始までの相談支援の場
 - ・その後の療育へスムーズな移行
- (2) 拠点と一時預かりを同じ場所で開催
 - ・なじみのある場所、スタッフに預けられる⇒ 保護者もお子さんも安心
- (3) 療育が必要な子に対象を絞らない
 - ・一時預かりなどニーズの高い事業を補完し、地域の子育て支援を拡充
 - ・「自分の手で育てたい」を支援 ⇒ 入園の低年齢化を低減

4 岡崎市子ども・子育て支援事業計画の変更案

別紙のとおり

